

令和8年4月28日

令和8年第4回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

令和8年4月28日

令和8年第4回守山市教育委員会定例会提出議案説明目次

議第17号	守山市小中学校結核健康診断対策委員会設置規則の制定に係る臨時代理の承認について	3
議第18号	下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会設置規則の制定に係る臨時代理の承認について	3
議第19号	守山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置規則の制定に係る臨時代理の承認について	3
議第20号	守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について	17
議第21号	守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について	23
議第22号	守山市社会教育委員および守山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について	24
議第23号	守山市図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について	25

守山市小中学校結核健康診断対策委員会設置規則、下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会設置規則および守山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置規則の制定に係る概要について(議第 17 号、議第 18 号および議第 19 号関係)

## 1 改正理由

守山市附属機関設置条例の制定に伴い、附属機関は規則、有識者会議は要綱で設置するよう整理したことから対象例規を規則として制定するものです。

## 2 改正概要

### (1) 第 1 条関係

設置規定に守山市附属機関条例を設置根拠とする規定を追記する。

### (2) 報償等の規定関係

附属機関の委員に対しては、守山市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例に基づき報酬を支払うため、報償等の規定を削除する。

### (3) 基本形式（構成）の統一

### (4) その他字句修正

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

守山市小中学校結核健康診断対策委員会設置規則(令和8年規則第2号)新旧対照表

現行	改正後
<p data-bbox="344 416 1016 448">○守山市小中学校結核健康診断対策委員会設置<u>要綱</u></p> <p data-bbox="887 472 1115 504"><u>平成15年3月1日</u></p> <p data-bbox="288 576 367 608">(趣旨)</p> <p data-bbox="255 632 1115 895">第1条 <u>この要綱</u>は、市立小学校の児童および市立中学校の生徒の健康診断における結核の有無の検査(以下「結核健診」という。)を適正かつ円滑に実施するため、守山市小中学校結核健康診断対策委員会(以下「委員会」という。)を設置するに<u>当たり、その組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="288 919 427 951">(所掌事務)</p> <p data-bbox="255 967 909 999">第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <ol data-bbox="288 1023 1115 1350" style="list-style-type: none"> <li>(1) 小中学校における結核健診の実施計画の策定に関すること。</li> <li>(2) 学校における結核健診の実施状況および実施結果の把握に関すること。</li> <li>(3) 精密検査対象児童生徒の管理方針の検討に関すること。</li> <li>(4) 患者発生時における関係機関との協力および対策の検討に関すること。</li> </ol>	<p data-bbox="1240 416 1912 448">○守山市小中学校結核健康診断対策委員会設置<u>規則</u></p> <p data-bbox="1783 472 2011 504"><u>令和8年4月1日</u></p> <p data-bbox="1805 520 2011 552"><u>教委規則第2号</u></p> <p data-bbox="1184 576 1263 608">(設置)</p> <p data-bbox="1151 632 2011 895">第1条 <u>教育委員会</u>は、市立小学校の児童および市立中学校の生徒の健康診断における結核の有無の検査(以下「結核健診」という。)を適正かつ円滑に実施するため、<u>守山市附属機関設置条例(令和7年条例第25号)別表第2に規定する守山市計画策定・推進委員会として</u>守山市小中学校結核健康診断対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p data-bbox="1184 919 1323 951">(所掌事務)</p> <p data-bbox="1151 967 1805 999">第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <ol data-bbox="1184 1023 2011 1350" style="list-style-type: none"> <li>(1) 小中学校における結核健診の実施計画の策定に関すること。</li> <li>(2) 学校における結核健診の実施状況および実施結果の把握に関すること。</li> <li>(3) 精密検査対象児童生徒の管理方針の検討に関すること。</li> <li>(4) 患者発生時における関係機関との協力および対策の検討に関すること。</li> </ol>

(5) 地域と連携した学校の結核管理方針の検討に関すること。

(6) その他必要な事項

(委員の定数および任期)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱または任命する。

(1) 学校指導医

(2) 結核の専門家

(3) 医師会の代表

(4) 所轄保健所長

(5) 守山市福祉保健センター所長

(6) 学校保健管理部会長

(7) 養護教諭の代表

2 委員の任期は、2年以内で教育長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(5) 地域と連携した学校の結核管理方針の検討に関すること。

(6) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱または任命する。

(1) 学校指導医

(2) 結核の専門家

(3) 医師会の代表

(4) 所轄保健所長

(5) 健康福祉部長

(6) 学校保健管理部会長

(7) 養護教諭の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内で教育長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長および副委員長)

**第4条** 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、委員の半数以上の者から審議事項等を示し、会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局保健給食課において

(委員長および副委員長)

**第5条** 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、委員の半数以上の者から審議事項等を示し、会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

**第7条** 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局保健給食課において

処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、従前の守山市小中学校結核健康診断対策委員会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、この規則の施行の日に、この規則による守山市小中学校結核健康診断対策委員会の委員（以下「新委員」という。）として委嘱または任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱または任命されたものとみなされる新委員の任期は、同日における旧委員としての任期の残任期間に相当する期間とする。

下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会設置規則(令和8年教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会設置<u>要綱</u>  <u>平成23年8月12日</u>  <u>守山市教委告示第10号</u></p> <p>(<u>委員会の設置</u>)</p> <p>第1条 教育長は、下之郷遺跡および伊勢遺跡の適切な保存および活用を推進するための基本方針や保存管理計画、整備活用計画等を策定するため、下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(<u>委員会の任務</u>)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に提言する。</p> <p>(1) 保存管理計画に関すること。  (2) 整備および活用に関すること。  (3) 発掘調査に関すること。  (4) その他計画推進に関すること。</p> <p>(<u>委員会の定数および選任</u>)</p>	<p>○下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会設置<u>規則</u>  <u>令和8年4月1日</u>  <u>守山市教委規則第3号</u></p> <p>(<u>設置</u>)</p> <p>第1条 教育長は、下之郷遺跡および伊勢遺跡の適切な保存および活用を推進するための基本方針や保存活用計画、整備活用計画等を策定するため、<u>守山市附属機関設置条例(令和7年条例第25号)別表第2に規定する守山市計画策定・推進委員会として</u>下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(<u>所掌事務</u>)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に提言する。</p> <p>(1) 保存活用計画に関すること。  (2) 整備および活用に関すること。  (3) 発掘調査に関すること。  (4) その他計画推進に関すること。</p> <p>(<u>委員</u>)</p>

第3条 委員会の委員の定数は、15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 下之郷遺跡および伊勢遺跡が所在する地域を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員および教育関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期途中で新たに委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間と同一の期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

第3条 委員会の委員の定数は、15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 下之郷遺跡または伊勢遺跡が所在する地域を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員または教育関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期途中で新たに委嘱または任命された委員の任期は、他の委員の残任期間と同一の期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の運営について必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って定める。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 部会員は、委員長が委員会の委員から選任する。

3 専門部会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(報償)

~~第8条 委員または部会員が会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。~~

~~2 委員長の求めに応じ、会議に出席した者に対して、予算の定めるところにより報償金を支払う。~~

~~3 前2項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員またはこれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。ただし、交通費は実費を費用弁償として支払う。~~

(報告)

第9条 委員長は、必要に応じて教育長に会務の進行状況または

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 部会員は、委員長が委員会の委員から選任する。

3 専門部会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

4 前条第4項に規定する者および前項に規定する者に対して守山市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和41年条例第5号）別表に定める計画策定・推進委員会委員の例により報酬を支払うものとする。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じて教育長に会務の進行状況または

協議結果を報告するものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、教育委員会事務局文化財保護課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別にこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年8月12日から施行する。

協議結果を報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長がその都度委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、従前の下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会の委員（以下「旧委員」という。）である者はこの規則の施行の日に、この規則による下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会の委員（以下「新委員」という。）として委嘱または任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱または任命されたものとみなされる新委員の任期は、同日における旧委員としての任期の残任期間に相当する期間とする。

(委員の任期の特例)

- 2 平成23年度に就任した役員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする

(下之郷遺跡保存整備活用委員会設置要綱の廃止)

- 3 下之郷遺跡保存整備活用委員会設置要綱(平成19年教育委員会告示第2号)は、廃止する。

守山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置規則(令和8年教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○守山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置<u>要綱</u>  <u>平成21年2月26日</u>  <u>守山市教委告示第4号</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、守山市における子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、守山市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次<u>の各号</u>に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 子ども読書活動の施策に関すること。  (2) 推進計画の策定に関すること。  (3) その他必要な事項に関すること。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。</p>	<p>○守山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置<u>規則</u>  <u>令和8年4月1日</u>  <u>守山市教委規則第4号</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、守山市における子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、<u>守山市附属機関設置条例(令和7年条例第25号)別表第2に規定する守山市計画策定・推進委員会として</u>守山市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 子ども読書活動の施策に関すること。  (2) 推進計画の策定に関すること。  (3) その他必要な事項に関すること。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。</p>

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 子どもの読書活動推進団体関係者
  - (3) 保護者代表
  - (4) 学校教育関係者
  - (5) 幼児教育関係者
  - (6) 図書館関係者
  - (7) その他教育長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年間または委嘱または任命の日から推進計画が策定される日までの間のどちらか短い期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。  
(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 子どもの読書活動推進団体関係者
  - (3) 保護者代表
  - (4) 学校教育関係者
  - (5) 幼児教育関係者
  - (6) 図書館関係者
  - (7) その他教育長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年間または委嘱または任命の日から推進計画が策定される日までの間のどちらか短い期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。  
(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

~~(報償)~~

~~第7条 委員会の委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支給する。~~

~~2 委員長の求めに応じて会議に出席した者に対し、予算の範囲内において報償金を支払う。~~

~~3 前項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員に対しては、報償金は支払わない。~~

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、守山市立図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度委員会に諮り、定めるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 前項の規定により会議に出席した者に対して守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和41年条例第5号)別表に定める計画策定・推進委員会委員の例により報酬を支払うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、守山市立図書館において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度委員会に諮り、定めるものとする。

付 則

この告示は、平成21年3月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、従前の守山市子ども読書活動推進計画策定委員会の委員（以下「旧委員」という。）である者はこの規則の施行の日に、この規則による守山市子ども読書活動推進計画策定委員会の委員（以下「新委員」という。）として委嘱または任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱または任命されたものとみなされる新委員の任期は、同日における旧委員としての任期の残任期間に相当する期間とする。

守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則に係る改正概要について  
(議第 20 号関係)

1 改正理由

守山市附属機関設置条例の制定に伴い、対象規則を改正する。

2 改正概要

(1) 第 1 条関係

設置規定に守山市附属機関条例を設置根拠とする規定を追記する。

(2) 第 4 条関係

ア 委員数を 23 人以内から 20 人以内に改める

イ 委員構成の内、(1)学識経験者については、「医師 心理学者その他」の次に「児童生徒の発達に知見を有する者」を加える。

ウ 委員構成の内、(2)教育関係者については、「学校長、教諭その他」の次に「教育的知見を有する者」を加える。

エ 委員構成の内、(3)行政関係者については、「教育委員会事務局職員、守山市福祉事務所員その他」の次に「行政職員」を加える。

(3) 第 8 条関係

委員の除斥に関する文言を追記する。

(4) その他字句修正

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

守山市就学支援委員会規則(昭和48年教育委員会規則第7号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○守山市就学支援委員会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和48年6月1日 教委規則第7号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この規則</u>は、守山市に在住する特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒(以下「特別な支援を必要とする幼児等」という。)に最もふさわしい教育を行うことをめざし、<u>守山市就学支援委員会の設置および組織運営について必要事項を定めるものとする。</u></p> <p>(平12教委規則16・平29教委規則3・令6教委規則1・一部改正)</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、守山市就学支援委員会(以下「委員会」という。)と称する。</p> <p>(平12教委規則16・平29教委規則3・一部改正)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、守山市立小学校および中学校の就学において特別な支援を必要とする幼児等の調</p>	<p>○守山市就学支援委員会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和48年6月1日 教委規則第7号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>教育委員会</u>は、守山市に在住する特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒(以下「特別な支援を必要とする幼児等」という。)に最もふさわしい教育を行うことをめざし、<u>守山市附属機関設置条例(令和7年条例第25号)別表第2に規定する守山市委員・事業対象者等選定委員会として守山市就学支援委員会を設置する。</u></p> <p>(平12教委規則16・平29教委規則3・令6教委規則1・一部改正)</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、守山市就学支援委員会(以下「委員会」という。)と称する。</p> <p>(平12教委規則16・平29教委規則3・一部改正)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、守山市立小学校および中学校の就学において特別な支援を必要とする幼児等の調</p>

査審議を行い教育的支援について指導および助言を行うものとする。

(平12教委規則16・平29教委規則3・令6教委規則1・一部改正)

(組織)

第4条 委員会は、委員23人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから守山市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 医師 心理学 者その他
- (2) 教育関係者 学校長 教諭 その他
- (3) 行政関係者 教育委員会事務局職員 守山市福祉事務所員  
その他

(平27教委規則3・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が職を辞したときは、委員の職を失う。
- 3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令6教委規則1・一部改正)

(役員)

第6条 委員会には、次の役員を置き互選により定める。

査審議を行い教育的支援について指導および助言を行うものとする。

(平12教委規則16・平29教委規則3・令6教委規則1・一部改正)

(委員)

第4条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから守山市教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者 医師、心理学者その他児童生徒の発達に知見を有する者
- (2) 教育関係者 学校長、教諭その他教育的知見を有する者
- (3) 行政関係者 教育委員会事務局職員、守山市福祉事務所員  
その他行政職員

(平27教委規則3・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が職を辞したときは、委員の職を失う。
- 3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令6教委規則1・一部改正)

(役員)

第6条 委員会には、次の役員を置き互選により定める。

会長 1人 副会長 1人

- 2 会長は、委員を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(令6教委規則1・一部改正)

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し会長は会議の議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会において必要があるときは、委員以外の関係者の出席をもとめその意見をきくことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において所掌する。

会長 1人 副会長 1人

- 2 会長は、委員を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(令6教委規則1・一部改正)

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し会長は会議の議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会において必要があるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(除斥)

第8条 委員は、自己または自己と密接な関係のある者に直接の利害関係を有する事件については、その審議に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関する必要事項は、委員会が定める。

付 則

この規則は、昭和48年6月1日から施行する。

付 則(昭和48年9月6日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年3月13日教委規則第6号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則(昭和55年4月1日教委規則第4号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月18日教委規則第16号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月24日教委規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月23日教委規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和6年3月15日教委規則第1号)

所掌する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関する必要事項は、委員会が定める。

付 則

この規則は、昭和48年6月1日から施行する。

付 則(昭和48年9月6日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年3月13日教委規則第6号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則(昭和55年4月1日教委規則第4号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月18日教委規則第16号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月24日教委規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月23日教委規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和6年3月15日教委規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則(令和8年4月1日教委規則第5号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則に係る改正概要について  
(議題 21 号関係)

令和 8 年度の組織改編等に対応するため必要な改正を行うもので、その改正概要は次のとおりです。

1 改正概要

(1) 第 2 条関係

「総務係 施設係」を「総務・施設係」に改編する。

(2) 別表 1 関係

事務分掌を改める。

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 守山市社会教育委員・公民館運営審議会委員名簿

【任期】 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

区 分	所 属 等	氏 名	備考
(1) 学校教育関係者	守山南中学校長	森川 茂樹	令和7年度～ 1期目
	玉津小学校長	廣瀬 尚美	令和7年度～ 1期目
(2) 社会教育関係者	公益社団法人 守山青年会議所	星野 翔太	令和8年度～ 1期目（新任）
	守山市文化協会	大崎 滋子	令和7年度～ 1期目
	もりやま青年団	土井 大樹	令和7年度～ 1期目
(3) 家庭教育の向上に資 する活動を行なう者	元発達支援センター所長	清水 佐代子	平成27年度～ 6期目
	元小学校長	村瀬 幸子	平成29年度～ 5期目
	元こども園長	中島 洋子	令和元年度～ 4期目
(4) 学識経験のある者	元栗東市教育委員会職員	藤井 浄宣	平成29年度～ 5期目
	元公民館長	田中 良信	令和元年度～ 4期目

守山市図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認（議第23号関係）の説明について

守山市図書館協議会委員名簿(令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

区分		氏名	備考	
			所属等	任期歴等
(1) 学校教育 関係者	保育園、こども園、幼稚園を代表する者	河合 雅代	守山幼稚園副園長	令和8年～1期目
	小学校を代表する者	河野 貴子	速野小学校長	令和8年～1期目
	中学校を代表する者	寺井 信義	守山北中学校長	令和8年～1期目
(2) 社会教育 関係者	元教育委員を代表する者	佐伯 一恵	元小・中学校長、元図書館長、元教育委員	平成30年～5期目
	図書館司書を代表する者	林 未希	滋賀県立図書館長	令和8年～1期目
	読書活動団体を代表する者	真弓 美矢子	滋賀県子ども文庫連絡会委員	令和2年～4期目
	商工団体を代表する者	田中 良信	守山商工会議所専務理事	令和2年～4期目
	社会教育を代表する者			
(3) 家庭教育 関係者	公募	遠藤 正一	市民公募	令和8年～1期目
	公募	小谷 夏希	市民公募	令和8年～1期目
(4) 学識経験者	児童文学作家	今関 信子	児童文学作家	平成2年～19期目
	元大学教授	岸本 岳文	元京都産業大学教授、 元滋賀県立図書館長	平成22年～9期目

※区分は、守山市図書館協議会条例による

※(4)については、守山市附属機関および有識者会議の設置および運営に関する指針第6条(2)エ(ウ)市内で唯一の資格または職を有する者であって、他の者に代えがたいと認められる者に該当するため、12年以上の再任を制限しないもの。